


2017年3月15日
全国港湾16発第89号
港運同盟発17-第15号

国土交通省 港湾局
局長 菊池 身智雄 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾政策並びに港湾労働に係る申入書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. TPP・FTA 等と港湾運送事業について

- (1) TPP 批准或いは米国との FTA が、規制緩和を促進することに鑑み、港湾運送事業者及び港湾労働者に悪影響を及ぼす事から、貴省として反対の立場で対応すること。

2. 船社アライアンスに係る件について

- (1) 一連の船社によるアライアンス再編等に対し、港湾労働者の雇用・職域は危機的状況に陥っている。については、貴省として港運使用者団体と連携のうえ、港湾労働組合の考え方に沿った、港湾労働者の雇用職域確保に資するあらゆる措置を緊急的に講じること。また、貴省との本件に係わる対応策等協議の場を設置し、関係船社へ事態打開に向けた指導を行うこと。

尚、我々は港湾労働者の雇用・職域確保の取り組みに向け、行動権行使並びに中央事前協議事案拒否の対応を行う用意がある旨申し添える。

3. 港湾運送事業基盤の安定に資する諸課題

- (1) 港湾運送料金の適正収受について、経産省等へ文書回答を求めること。また、貴省

を中心とする関係省庁と連携のうえ港湾運送料金適正収受に関する検証委員会(仮称)を設置のうえ、港運労使団体を出席させること。

- (2) 安定的かつ持続可能な料金制度(認可料金制度)を復活させるべく、法整備を行うこと。
- (3) 港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する下払い作業料金適正収受の指導を、現行法元請責任に基づき港運元請事業者(団体)に対し指導を徹底すること。
- (4) 新たに、港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する適正下払い料金監査制度を創設すること。また、創設準備にあたり関係労使団体を参加のうえ、直ちに貴局との協議の場を設定すること。
- (5) 港湾運送をはじめ交通運輸政策に労働者の意見を反映させる為、交通政策審議会港湾分科会に港湾労働組合の代表を参画させること。また、港湾労働からの視点が反映されない委員人事は、何を以って適材適所と判断しているのか明らかにすること。国土交通大臣に対し、直接貴局として港湾労働組合の参画を申し入れること。

4. 港湾政策に係る諸問題

- (1) 港湾法改正時の付帯決議に則り、港湾労働者・事業者が不利益を被る事案であると港湾労働組合、港運事業者団体の何れかが判断した場合、貴局は直ちに当該港湾運営会社に対しその事案に対する是正措置並びに適切な指導を行うこと。
- (2) 港湾運営会社や港湾管理者が、「渋滞解消を国際競争力向上策」と掲げることをのしないようすること。なお、ゲートの渋滞については、港湾管理者と港湾建設者の責任で緊急に改善措置をとること。
- (3) 国際バルク戦略港湾拠点港再編について、既に港湾労働者の雇用・職域並びに港運事業者の業域が大いに損なわれ雇用問題が発生している。貴局としてどのような責任を負うか回答されたい。また、このような事案を無くすべく改正港湾法付帯決議を踏まえた、今後の貴局としての港湾政策の在り方について回答されたい。
- (4) RTG 遠隔操作について、局長発言の撤回並びに導入は行わない旨表明すること。
- (5) 三島川之江の指定港化については、貴省の決断が要である。地元関係者の合意形成を促進させる対応策を提示し、速やかに手続に入ること。
- (6) クルーズ船受け入れ強化の為の港湾法改正にあたっては、港湾作業地域と客船入港地域を区別した環境整備を整え、観光客並びに港湾労働者の相互の安全を確保すること。

5. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (1) これ以上のインランドデポの拡大を取りやめ、港頭地区の遊休施設・土地を活用してデポ地を確保し、港湾で荷捌きし、港湾でチェック(検数・検定作業)することで、国民経済にとっても安心・安全の港湾運送を確保する体制を作ること。そのために、貴省だけでなく経済産業省、財務省とも連携し必要な施策並びに法整備を行うこと。
港頭地区に共同配送機能を有した施設を設けることで、港運業界・荷主・ユーザー・関係省庁と連携し港湾通過貨物を拡大させないこと。
- (2) コンテナラウンドコースが、港湾運送事業の基盤を狭め、海コン輸送の秩序に混乱を招いていることに鑑みこの政策を取りやめ、港湾を基点としたコンテナ輸送体系を維持すること。そのために、港運事業を所管する貴省として、経済産業省や財務省など関係省庁に本政策の見直しを働きかけ必要な施策を講じること。
- (3) 港頭地域の指定範囲を拡大すること。
尚、港頭地域指定のあり方については、港運事業者団体及び港湾労働組合、貴省を含めた関係省庁との三者によるあり方検討会(仮称)を設置し検討の場を設けること。
港湾倉庫内の作業について港湾運送事業法を適用すること。また、厚労省と連携し事業法と港労法の整合性を保つこと。
- (4) コンテナターミナルゲートに於ける作業(ダメージチェック、シールチェック等)は、港湾運送作業行為が望ましいと回答した事から、港湾事業者の職域として指導すると共に法的整備を行うこと。

6. 安全・安心の諸施策と港湾機能の活用

- (1) SOLAS 条約改定に伴う重量測定で、確定事業者が重量測定し、第 3 者に伝達する行為は証明行為に値する。従って、輸出貨物の重量証明は、港湾運送事業者で行うよう再整備すること。
- (2) 総重量積算式確定に於いて、荷主申告重量の追認によるところでは、条約改定前と実態は変わらず、SOLAS 条約改定の趣旨を実効できない。よって、現行港湾で行われている重量測定機能を活かす措置を講じること。また、海上コンテナ安全運送法(仮称)要求と整合した措置を講ずること。
- (3) 45ft コンテナの公道走行を認めないこと。
具体的には、国道・都府県道・市町村道の海コン走行の許可当事者に、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可(長さ)C条件を緩和しないよう指導を徹底すること。
- (4) 海上コンテナ安全運送法(仮称)の制定を進めると同時に、港湾行政として「貨物ユニットの収納のための行動規範」を、国際条約として規範機能を引き上げる措置を講

ずること。

- (5) SOLAS 条約の改定で、荷主責任で重量証明を船長に提出することが義務化されたことに鑑み、同趣旨のもとに、輸入コンテナに対しても、港運事業者・海コン事業者に対する「貨物情報の提供」を徹底すること。また、コンテナターミナルオペレーター及び海上コンテナ運転手が重量超過や偏荷重を認識した場合は、適正な処理(港頭地区内で適正に積み替え、コンテナ貨物をCFS等にてデバン処理)をする事を目的とした協議会を地方運輸局に設置し、重量等の違反輸入コンテナを一般公道に出さない措置を講ずること。
- (6) フレキシブルバッグの損傷で、海上コンテナから食用油が漏れたために事故が発生した件が、2016年10月30日付、事業用自動車事故調査報告書によって、事故の原因が運転手の急ブレーキによるものと確定された。このことをふまえ、経済産業省・消防庁など関係機関と連携して、同バッグによる輸送を禁止する措置をとること。更には、急ブレーキで破損するようなフレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させないよう法的整備を行うこと。

以 上